

亀山市公告第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算を公表する。

なお、「別冊」は省略し、亀山市総務財政部財務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

- ・令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号） 別冊
- ・令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 別冊
- ・令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） 別冊
- ・令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号） 別冊
- ・令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号） 別冊
- ・令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号） 別冊
- ・令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号） 別冊